

議案第 3 1 号

天理市立休日応急診療所条例の一部改正について

天理市立休日応急診療所条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例

天理市立休日応急診療所条例（昭和53年 9 月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号を削る。

第 5 条を次のように改める。

（使用料又は手数料）

第 5 条 使用料又は手数料は、天理市立病院事業の設置等に関する条例（昭和43年 3 月天理市条例第 4 号）に定める使用料又は手数料の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 3 号を削る改正規定は、平成20年 5 月 1 日から施行する。